

一般社団法人エレクトロニクス実装学会  
関西支部規程

平成24年4月1日制定

(総則)

第1条 一般社団法人エレクトロニクス実装学会(以下、「本学会」という。)に、エレクトロニクス実装学会関西支部(以下、「関西支部」という)を設置する。

(目的)

第2条 関西支部は、エレクトロニクス実装技術および実装産業の地域振興を図り、会員相互の親睦、本部との連絡ならびに本学会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 関西支部は、その目的を達成するために本学会の定款に基づき、下記の事業を行う。

- (1) 講演会・講習会およびその他の集会
- (2) 見学、視察
- (3) 調査、研究
- (4) その他の必要な事業

(支部の組織・会員)

第4条 関西支部の会員は、次の地域に在住する本学会の会員とする。

- 近畿： 大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県、和歌山県  
中部： 愛知県、岐阜県、三重県  
北陸： 富山県、石川県、福井県  
中国： 岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県  
四国： 愛媛県、高知県、香川県、徳島県

(支部役員および顧問)

第5条 関西支部に次の支部役員をおく。

支部幹事 若干名

支部監査 1名

2. 幹事のうち1名を支部長、1名ないし2名を副支部長とする。
3. 幹事と監査は、相互に兼ねることができない。
4. 関西支部に若干名の支部顧問をおくことができる。

(支部役員および顧問の役割)

第6条 支部長は、支部一切の会務を統理する。また、支部役員会の議長を務める。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、必要があるときは、支部長の任務を代行する。
3. 支部幹事は役員会に出席して関西支部に関する重要案件を審議するとともに、支部事業の担当任務を遂行する。
4. 支部監査は、支部の会計を監査する。また、支部監査は、支部役員会に出席し、必要がある時は、意見を述べなければならない。

5. 支部顧問は、支部長の諮問に応じ、必要がある時は意見を述べる。また、支部役員会に出席することができる

(支部役員および顧問の選出)

第7条 支部役員及び支部顧問は、関西支部会員中より支部長の委嘱する支部役員選考委員会で推挙し、支部役員会ならびに本学会の理事会の承認を得たものが就任する。

2. 支部役員及び支部顧問の任期は2年とし、重任および再任を妨げない。
3. 支部役員は本学会の理事との兼任を妨げない。(支部役員会)

第8条 支部役員会は、支部長が議長となり、事業報告、収支決算および事業計画、収支予算その他重要会務に関し議決する。但し、重要案件に関する議決内容は、本学会の理事会の承認を得る。

2. 定例の支部役員会は4ヵ月に1回以上開くこととする。但し、必要な場合は、支部長および役員の開催要請に応じ、臨時の支部役員会を開催できる。
3. 支部役員会は、支部長、副支部長、支部幹事を議決権および定数の構成員とする。但し、支部監査および支部顧問も参加して意見を述べることができる。
4. 支部役員会は、支部長、副支部長および支部幹事の過半数の出席をもって成立する。
5. 前項の出席者数には、委任状の数も含める。

(支部会計)

第9条 関西支部の経費は、本部よりの交付金、その他から支弁する。

2. 関西支部の会計年度は、本部の会計年度に合わせる。

(運営)

第10条 関西支部の詳細な運営方法については、別に定める「関西支部運営細則」による。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、支部役員会における出席支部役員の2/3の同意を持って変更することができる。但し、本学会の理事会の承認をもって発効する。

附 則

1. この規則は、移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。